住民税の申告が必要な方

- ○その年の1月1日現在、東かがわ市に居住し、前年中に次のような所得のあった方
 - ①給与所得のある方で勤務先から東かがわ市へ「給与支払報告書」の提出のない方
 - ②給与所得のある方で給与所得以外に所得のあった方
 - ③営業等、地代、家賃、配当、農業、年金などの所得のあった方

住民税の申告をしなくてもよい方

- ○全ての収入について所得税の確定申告を行う方
- ○前年中の収入が給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が提出されている方
- ○前年中の収入が公的年金収入のみで、支払先から東かがわ市へ公的年金等支払報告書が 提出されている方
- * 医療費控除など控除の適用を受ける場合には申告が必要です。

住民税の申告をした方がよい人

- ○収入がなくても次のような方は住民税の申告をしてください。
 - ①国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の加入世帯
 - ②所得課税証明書などが必要となる方で、税法上の被扶養者以外の人
- *申告がない場合は「未申告」となり(税の被扶養者は除く)、国民健康保険税の軽減措 置を受けることができなかったり、所得課税証明書の発行ができません。申告は、市県 民税・国民健康保険税の算定基礎や各種福祉制度等の判断資料となる大切なものです。

住民税の申告をするには?

○提出先

東かがわ市役所税務課 (郵送による申告も可能です。)

- ○必要なもの
 - ①収入及び経費のわかるもの・・・源泉徴収票、収入・必要経費の明細書等
 - ②所得控除の領収書・証明書・・・医療費等の領収書、国民年金、生命保険料等の控除 証明書
 - *源泉徴収票に控除額が記入されている場合は不要です。
 - ③所得の申告書
 - 税務課、大内支所、引田支所、市ホームページにあります。

未申告の方へ

未申告の方については、その方の現状を把握し、税の公平性を確保する観点から、申告 書の郵送を行う場合があります。